

1. 件名：新型転換炉原型炉（ふげん）原子炉設置変更許可申請に係るヒアリング

2. 日時：令和5年9月22日（金）13時00分～13時30分

3. 場所：原子力規制庁 8階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

栗崎企画調査官、真田安全審査官、大島原子力規制専門員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

敦賀廃止措置実証本部 副本部長 他1名

5. 要旨

○ 令和5年7月28日付けで申請のあった標記申請に関して、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、配布資料に基づき、ふげんの核燃料物質が平和利用されることが担保される根拠として、原子力の平和的利用に関する協力のための政府間協定及び使用済燃料の輸送及び再処理、放射性廃棄物の返還等に関する交換公文の説明があった。

○ 原子力規制庁から、以下の点を伝えた。

- ・ これまで説明を受けたオラノ・リサイクルと原子力機構との履行契約によると、回収されたプルトニウムを譲渡するエンドユーザーは、本申請に記載しているような我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の許可を有する原子力事業者に限っていない。したがって、原子力機構は本申請に従い、回収されたプルトニウムを譲渡するエンドユーザーが我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の許可を有する原子力事業者となるよう、今後、再処理を委託するオラノ・リサイクルと協議を進めていくものと認識している。

○ 原子力機構から、原子力規制庁の認識について異存はない旨回答があった。

6. 配付資料

資料1 原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府とフランス共和国政府との間の協定

資料2 原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定

資料3 日本国政府とフランス共和国政府との間の使用済燃料の輸送及び再処理、放射性廃棄物の返還等に関する交換公文